

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年8月20日)

【 件 名 】

- 1 鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定について (子育て王国課) . . . 2
- 2 幼稚園熱傷事故事案に係る現地調査結果及び調査検証チームの設置について (子育て王国課) . . . 3
- 3 令和3年度第1回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果等について (家庭支援課) . . . 4

子育て・人財局

鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定について

令和3年8月20日
子育て王国課

新型コロナウイルスの感染予防に努めながら放課後児童クラブを継続的に開所できるよう、鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を策定しましたので報告します。

1 ガイドライン策定の背景等

8月2日に発生した鳥取市面影小学校内のさくらんぼ児童クラブ(以下、「当該児童クラブ」という。)におけるクラスター発生を受けて、鳥取市内の他の放課後児童クラブに現地調査を実施し、県新型コロナウイルス専門家チームの荒川教授の監修のもとガイドラインを策定した。

また、当該児童クラブに対して荒川教授による現地指導を8月10日に実施し、その結果を踏まえ、ガイドラインを改訂した。

なお、今後も感染状況や最新の情報・知見に基づき、随時、改訂していく。

<ガイドラインの主な内容> (8月5日策定、8月16日改訂)

- (1) 基本的な感染症対策…飛沫感染、接触感染の防止を中心とした感染対策を徹底
- (2) 換気の方法…常時換気や2方向の窓を開けての換気方法
- (3) 正しい手洗い等…手洗いのタイミングや液体石けん推奨など正しい手洗いの方法
- (4) 利用児童の衛生習慣…マスク着用、手洗い、距離の確保など衛生習慣
- (5) 消毒…使用場所、物品の使用頻度に応じた消毒方法
- (6) 支援員等への留意事項…クラスター発生防止のために特に留意が必要な事項
- (7) 家庭への働きかけ…人権配慮や放課後児童クラブでの取組を家庭にも発信

2 当該児童クラブへの現地指導内容及びその対応状況

項目	指導内容	対応状況(改訂内容)
昼食時等の飛沫感染対策	・昼食や工作等の際、密な状況にならないよう分散すること	・学校施設(教室、体育館、校庭等)等を活用し <u>使用できる部屋を分散すること</u> ・距離が確保できない場合は、 <u>食事時間を交代制にするなど分散させ</u> 、配席も教室形式で同じ方向を向いて座ること
体調不良児の対応	・使い捨てのシート等を使用し、ケアする支援員等はフェイスシールドやガウンを使用すること	・体調が悪くなった児童を休養させる場合は、感染対策として、 <u>使い捨てのシート等を使用し</u> 、対応する支援員等は <u>フェイスシールドやガウン等の感染防護具を使用すること</u>
支援員等への留意事項	・県外に限らず県内においても人が密集する場所や会食など、感染リスクが高い場所に行く場合の取扱いをルール化しておくこと	・支援員等は県境をまたぐ移動だけでなく、県内の人が密集する場所への移動など、感染リスクが高い行動を控えること ・ <u>やむを得ない場合に備えて、あらかじめルールを定めておくこと</u> (例えば、帰ってきた日の翌日から起算して2週間の自宅待機期間を設けるなど)

(参考) その他放課後児童クラブへの感染対策実施状況

- R3.7 新型コロナウイルス感染症の予防対策(変異株、感染経路等)に係るオンライン研修を実施
R3.8 消毒・定期的な換気など感染対策を徹底するよう注意喚起の通知を发出

幼稚園熱傷事故事案に係る現地調査結果及び調査検証チームの設置について

令和3年8月20日
子育て王国課

令和2年12月に発生した私立幼稚園の園児熱傷事故事案について、当該事案の状況把握と再発防止等を図るため、本年7月に県において現地調査を実施しました。当該調査を踏まえ、当該事案の検証を行うとともに、保育・幼児教育現場における事故の未然防止及び事故対策等について検討を行う専門家等外部有識者による調査検証チームを設置します。

1 私立幼稚園の現地調査結果

(1) 事故の概要

熱したジュースの入った蓋をしていないヤカンを持ち、自教室へ運んでいた教諭と園児が廊下でぶつかり、ジュースが園児にかかり熱傷を負った。

(2) 調査実施日 7月12日(月)、14日(水)

(3) 調査の概要

当該事案の状況把握を行うため、園に保管されている日誌等の一次資料をもとに県が現地調査を実施した。

(4) 現地調査の結果

- ・事故の事実内容を確認する一次資料がほぼなく、詳細の確認ができなかった。
- ・事故発生時において対応の拠り所となる「学校事故対応に関する指針(H28.3.31付文科省局長通知)」の存在を園の関係者が知らなかったことから、同指針に基づく事故発生後の調査(基本調査)は行われていなかった。
- ・事故発生の対応について、類似施設である幼保連携型認定こども園における指導監査で確認することとされている、「職員会議録」、「研修等復命書」、「施設内研修に係る記録」、「苦情処理簿」、「施設内安全点検簿」、「事故報告(日常の事故をまとめたもの)」及び「ヒヤリハット綴り」が作成されていなかった。
- ・また、県(子育て王国課)の事故発生後の対応について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(H28.3.31付内閣府、文科省、厚労省連名通知)」による園への事故状況の記録や保護者対応などの指導・助言が不十分であった。

2 「事故防止に向けた調査検証チーム(仮称)」の設置

(1) 目的

当該事案の発生直後からの園及び行政(県)の対応状況等の調査検証を行い、当該事案の事実及び原因の解明を行うとともに、このような事故が二度と起きないように、外部有識者による調査・検証を行い、県内の保育・幼児教育施設における事故の未然防止の取組の推進や再発防止の徹底を図る。

(2) 調査検証チームの概要

【構成員(案)】

学識経験者、弁護士、医師、保育・幼児教育現場の施設長等

【調査検証の内容(案)】

①熱傷事故事案の調査、問題点の整理分析

園：事故発生時及び発生以降の対応、再発防止の取組状況

行政：指導・助言の状況

②課題に対する提言、事故事案に係る改善、再発防止に向けた改善策

- ・事故発生時の園の対応、発生後の調査・報告、保護者対応、再発防止の取組
- ・指導・助言における課題

③再発防止に向けた改善策・提言

- ・県内の保育所・幼稚園における「火や熱等の使用を伴う保育・教育活動の実施」に係る調査結果を踏まえた改善策の検討

【実施時期】

第1回調査検証チーム会議を9月上旬を目途に開催予定

3 調査検証を踏まえた県の今後の取組

(1) 当該事案に係る園の改善指導

事故の未然防止、再発防止に向けた改善指導を行う。

(2) 事故事例を契機とした県内各施設の状況把握と対策の検討

福岡県の送迎バス園児死亡事故を受け、県内全保育・幼児教育施設に対し実態調査を実施しているところであり、この結果を踏まえた対策についても検討を行う。

(3) 保育・幼児教育施設における事故防止のための指針の作成

保育・幼児教育施設及び行政(県、市町村)における事故の未然防止・発生時の対応に係る県の指針を、調査検証チームの意見を踏まえて作成し、県内の各施設に対して周知徹底する。

令和3年度第1回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果等について

令和3年8月20日
家庭支援課
いじめ・不登校総合対策センター

本県におけるヤングケアラー対策を検討するため、令和3年度第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和3年7月2日(金) 午前10時から正午まで
(2) 場所 鳥取県立図書館大研修室 (委員のうち、1名はオンライン参加)
(3) 出席者 委員12名

区分	団体名	職名	氏名
学識経験者	島根大学法文学部・人文社会科学研究科	教授	宮本 恭子
支援機関	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太
	鳥取中央地域包括支援センター	所長	武田 恵子
	相談支援センターサマーハウス	相談支援専門員	西田 瑞徳
	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中瀬 香里
教育	鳥取県高等学校長協会	会長	岩田 直樹
	鳥取県中学校長会	会長	山本 淳一
	鳥取市教育委員会	教育長	尾室 高志
	公立鳥取環境大学	事務局次長兼学務課長	吉田 道生
	いじめ・不登校総合対策センター	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	福島 史子
行政	鳥取市こども家庭相談センター	所長	田中 隆志
	福祉相談センター	所長	川本 由美子

(4) 出席者からの主な意見

- ・教員へのヤングケアラーの研修が必要
- ・県立高等学校への悉皆調査が必要
- ・学校においてヤングケアラーを発見する仕組みが必要
- ・要支援者の法的根拠が不明確。公的な解釈を作してほしい
- ・どこに相談したらいいかという窓口、流れ（フロー）を整理してほしい
- ・ヤングケアラーを発見した後、福祉・医療・教育など様々な分野をつなぐネットワークが必要、連携する上で司令塔（支援をマネジメントする機関）を明確にすることが重要
- ・福祉教育を学校でできたらよい。ヤングケアラーや介護に限らず、よりよく生きるためのライフイベントなどをどう乗り切るかといった総合的な福祉教育の充実

(5) 今後のスケジュール（案）

- ア 2回目会議 青少年意識調査の結果、これまでの取組を整理・分析し、課題に対する対策等を検討
イ 3回目会議 課題に対する対策の最終調整と予算要求に向けた作業
ウ 4回目会議 次年度予算と今後の対策のまとめ

2 事業の進捗等

(1) 相談窓口の実績 (R3. 4. 1～R3. 7. 31)

- ア 相談等の件数 8件（うち、相談4件、問合せ3件、意見1件）

イ 相談事例

<事例①>

- 家族の世話が辛いと訴えている生徒がいると学校から相談があり、相談窓口が中心となり、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒、障がい者相談支援業所で複数回の面談を実施。
- 生徒の希望も踏まえて、家族が利用している障害福祉サービスについて、生徒の負担が軽減されるよう利用回数を増やすことにより、生徒の負担を軽減した。また、家族が受給できる公的な手当（特別児童扶養手当）の申請を勧め、その後、父親が申請を行った。

<事例②>

- 「幼い妹の世話（遊ぶ、あやす、食事介助等）をととてもよくしてくれる娘がいるが、自分がヤングケアラ

一にしているのではないかと」と母親から相談があった。ケアによる長女の生活に影響はなく、登校・部活・自分の時間の確保など問題なくできているため、現状ではヤングケアラーではないことと、心配なら児童との面接も可能であることを伝えた。

(2) SNS相談窓口の設置（期間限定）

計画段階から実施まで民間事業者と連携・協働して地域の課題解決を目指す「公民連携推進事業」で、「夜間休日のヤングケアラーSNS相談」を民間団体と連携して試験的に実施。結果を検証し、今後の相談体制の拡充に向けた検討を行う。

ア 相談受付 令和3年8月下旬～9月末

イ 実施機関 N. K. Cナーシングコアコーポレーション合同会社

代表 神戸貴子（かんべ・たかこ）氏

ウ 事業スケジュール

現在、SNSによる相談体制作りと広報を行っており体制が整い次第相談対応を行う。9～12月にかけて実施機関が結果を検証するとともに県に対する提言をまとめる。

(3) 実態調査

中・高校生のみならず、小学生や青年層においても（ヤング）ケアラーの実態を把握するため、本県の青少年育成意識調査を活用して実施した。

ア 実施時期 令和3年7月

イ 対象者 小5・中2・高2（各400名）及び29歳以下の青年層（1,700名）

ウ 調査内容 ヤングケアラーへの該当、ケアによる影響、希望する支援、等

エ 調査結果 単純集計…11月上旬に判明
クロス集計…令和4年1月に判明 } 令和4年度予算へ反映

(4) リーフレット等の啓発物品の配布

リーフレットや学校・図書館など子どもの利用施設に掲示するポスターを9月末までに作成・配布、子どもに対してヤングケアラーであることの気づきや相談を促す。

啓発物品	内容
リーフレット	○配布部数 50,000 枚（全生徒への配布を検討） ○配布先約 200 箇所（県内の全中学校・高等学校・特別支援学校・義務教育学校、市町村、図書館、医療機関、民生委員協議会など）
ポスター	○ポスター4,000 枚 ○配布先約 200 箇所（リーフレットと同じ）
メディア等の広報媒体を用いた情報発信	○テレビCM、インターネット媒体（Youtube 動画開始時等に差し込む広告）を用いて、ヤングケアラーの普及啓発、電話相談窓口の周知を行う。（広報期間は調整中）

(5) ヤングケアラーの実情と対策を学ぶ講演動画の配信

対策会議の委員でもある島根大学法文学部宮本教授による講演動画を作成し、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等に配信することにより、支援者の理解促進と対応力向上を図る（9月予定）。

(6) 教職員等に対する取組

ア ヤングケアラーに関する校内研修用の動画配信

学校における教職員のヤングケアラーに関する理解促進を図るため、夏季休業中等を利用した校内研修用の動画を8月5日に学校教育支援サイトに掲載し、研修を行っているところ。

イ 参考

- ・令和3年度養護教諭研修（県教育センター主催研修会：オンライン配信 5月21日～28日）
いじめ・不登校総合対策センター指導主事から、今後「学校に求められていること」の一つとして、ヤングケアラーへの支援を含む教育相談体制の充実や支援方法について説明した。
- ・令和3年度 第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和3年6月28日（月））
「ヤングケアラーについて」を演題に、米子児童相談所職員がスクール・ソーシャルワーカーや市町村教育委員会担当者等に対する講義を行った。
〔講義内容〕ヤングケアラーとは、ヤングケアラーの状況が生じる背景、ヤングケアラー対策のポイント等